

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県入間市新光191番地1

氏 名 株式会社奥井組

代表取締役 奥井利幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 29年 8月 2日

許可の有効期限 平成 34年 8月 1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①特) 廃PCB等、②特) PCB汚染物（以上2種類）

※ 処理する廃PCB等、PCB汚染物については、低濃度PCBに限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 29年 8月 2日 新規許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

西環森第1331-428号

平成29年 8月 2日

株式会社奥井組

代表取締役 奥井利幸 様

群馬県

西部環境森林事務所長

田中 貴弘



特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について（通知）

このことについて、別紙のとおり指令書及び許可証を交付します。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守し適正な処理を行うとともに、下記事項に留意してください。

- 1 排出者との契約は、書面により行い、当該契約書には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に記載された各事項についての条項が含まれているものであること。また、特別管理産業廃棄物の収集運搬を受託しようとするときは、あらかじめ、当該受託しようとする特別管理産業廃棄物の種類についてその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項について、排出者から文書による通知を受けること。
- 2 排出者が処分を委託しようとする者が貴社以外である場合には、排出者から処分を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）に記載した文書の交付を受けること。
- 3 次に掲げる事項に変更が生じた場合及び特別管理産業廃棄物処理業の一部又は全部を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項により、変更又は廃止の日から10日（法人で名称又は役員等の変更により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書に必要な書類及び図面を添付して、許可証の交付を受けた事務所に2部提出すること。

許可証の記載事項に係る変更の場合は、許可証の書き換えを行うので、許可証を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業の全部を廃止したときは、特別管理産業廃棄物処理業廃止届出書に許可証を添えて提出すること。

変更項目	添付する書類及び図面
住所	(個人) ・住民票の写し ・案内図及び付近の見取り図
	(法人) ・登記簿の謄本 ・案内図及び付近の見取り図
氏名又は名称	(個人) ・住民票の写し
	(法人) ・定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
法第7条第5項第4号チに規定する法定代理人	変更に係る者が、それぞれ法第7条第5項第4号イからトまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類及び住民票の写し
法第7条第5項第4号リに規定する役員及び政令で定める使用人	
法第7条第5項第4号ヌに規定する政令で定める使用人	
事務所及び事業場の所在地（住所を除く）	変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図
事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算並びに当該施設の付近の見取り図
	申請者が施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類

- 4 収集運搬を行う車両に許可証の写しを備えること。

平成29年 5月26日付で申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年 8月 2日

群馬県知事 大澤 正明



記

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え 保管を除く)

①特) 廃PCB等、②特) PCB汚染物 (以上2種類)

※ 処理する廃PCB等、PCB汚染物については、低濃度PCBに限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の有効期限

平成29年 8月 2日 ~ 平成34年 8月 1日

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として (訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。